

※ 部会番号		<input type="checkbox"/>
※ 会員番号		<input type="checkbox"/>
※ 分科会番号		<input type="checkbox"/>

上野商工会議所 会員申込書

郵便番号 住 所	〒	TEL		
		FAX		
		ホームページ アドレス		
		e-mail		
フリガナ			本支店の別 いざれか 一方〇印	本店 · 支店 ※ 本社 1、支社 2 <input type="checkbox"/>
事業所名	※ 法人 1、個人 2、団体 4 <input type="checkbox"/>			
フリガナ			代表者 生年月日	大・昭・平・令 年 月 日 生
代表者名				
従業員数 (家族従業員を 除く)	(男) 名	資本金	万円	
	(女) 名			
	(合計) 名			
事業内容			※ 産業分類 <input type="checkbox"/>	
取引銀行	銀行 店 金庫	銀行 店 金庫		
創業年月日	明・大・昭・平・令和 年 月 日 ※ 5 令和0101 <input type="checkbox"/>	会社の設立	明・大・昭・平・令 年 月 日 ※ 40101 <input type="checkbox"/>	

ご記入頂いた情報は、商取引の照会・斡旋等の商工会議所が行う事業の実施・運営や商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、会員名簿に掲載して公開・頒布する事があります。

<注> 上記項目について、公開されては困る事項については、その項目を〇で囲んでください。

注： 太線※印以外にご記入下さい。

貴所の趣旨に賛同し定款第11条の規程により加入申し込み致します。

令和 年 月 日

上野商工会議所 御中

事業所名

印

代表者名

印

※ 所 属 部 会	部会 第 分科会	※ 会 費 負 担 口 数	口
※ 加 入 年 度	令和 年 前期・後期 から	※ 勘 標 者	

※ 加入年月日 4010101 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
※ 会報(手配区分)		<input type="checkbox"/>
※ 選挙地区番号		<input type="checkbox"/>
※ 会費備考		<input type="checkbox"/>
※ 会員章配布	未・済	<input type="checkbox"/>

※ 〒番号(会費)		<input type="checkbox"/>
※ 所在地(会費)		<input type="checkbox"/>
※ 営業所名(会費)		<input type="checkbox"/>
※ 代表者カナ(〃)		<input type="checkbox"/>
※ 代表者(〃)		<input type="checkbox"/>
※ 特商の従業員数		<input type="checkbox"/>

※ 会報等発送〒番号		<input type="checkbox"/>
※ ナ 住所		<input type="checkbox"/>
※ 金融ID		<input type="checkbox"/>
※ 賞金ID	口座番号	名義 <input type="checkbox"/>
※ 会議所役職No.		<input type="checkbox"/>
※ 議員区分No.		<input type="checkbox"/>
※ 部会役職No.		<input type="checkbox"/>
※ 修正 年月日		<input type="checkbox"/>
※ 特商調整番号		<input type="checkbox"/>

誓 約 書

申請者は、上野商工会議所定款第 10 条第 3 項第 1 号から第 4 号までに該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

上野商工会議所
会頭 中井 茂平 様

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(参考)

上野商工会議所定款

第 10 条第 3 項 次の各号の 1 に該当する者は会員となることができない。

- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）